

高野町の物価高騰緊急対策

(第2弾)

●背景

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により、低所得世帯支援枠として給付金の支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金が追加された。それに基づき、高野町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業として、また交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業として、地域の実情に応じ、きめ細かに実施できるよう、町民や事業者の皆さまを応援するため、**令和7年度第2弾となる本町独自の緊急支援を実施します。**

●これまでの支援策

～低所得世帯支援枠～

低所得者支援給付金事業（令和6年度住民税均等割非課税世帯）

（国指定事業）

（担当課：介護福祉課）

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税均等割等非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円の給付金を支給します。

～低所得世帯支援枠～

低所得者支援給付金事業 （令和6年度住民税均等割非課税世帯こども加算）

（国指定事業）

（担当課：介護福祉課）

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税均等割等非課税世帯のうち18歳以下（平成18年4月2日以降に出生）の児童（対象児童）が属する世帯に対象児童1人あたり2万円のこども加算を給付します。

●今回の支援策のポイント

・令和6年中に定額減税として減額された額と令和6年中の調整給付金の合計額が給付されるべき金額を下回る人にその差額分を給付します。

～低所得支援枠～

定額減税不足額給付金事業

(国指定事業)

(担当課：税務会計課)

令和6年度に定額減税を補足する調整給付（以下「当初調整給付」という。）が行われ、令和7年度に実施する定額減税不足額給付金事業では、当初調整給付の支給額に不足が生じた場合などに、追加で不足分の給付を行います。

●事業の内容

対象者

令和7年1月1日時点で高野町に住民登録がある者で、当初給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で不足額が生じる人等。

対象者数

400人（内扶養親族等を除いた納税義務者数200人）

事業費

11,723千円（内交付金9,750千円、一般財源1,973千円）
給付金 9,000千円（内交付金9,000千円）
事務費 2,723千円（内交付金、750千円、一般財源1,973千円）

支給開始

準備が整い次第速やかに給付します。